

模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)に関する USTR 報道

2007 年 10 月 23 日
JETRO NY 澤井、中山

USTR は本日、模倣品及び海賊版に対する知的財産権保護の大いなる一歩 (major step) として、主要国との間で「模倣品・海賊版拡散防止条約 (Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA) (仮称)」の協議を開始していくと発表した¹。本報道によれば、ACTA は、TRIPS 協定の変更を意図するものではなく、ボランティアベースでの参加国により、新たに、更に高い水準 (new, higher benchmark) での知的財産権の執行を目指すものとして、米国の他、カナダ、EU (27 ヶ国)、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、スイス (本報道掲載順) の参画により議論が行われるとしている。なお、我が国においても、本日付で本件に関する報道発表が経済産業省により行われているところ。²

シュワブ代表は「国際的な模倣・海賊行為は、労働者、アーティスト、起業家から毎年数千億ドルを奪い、世界中の市民の健康と安全を脅かすもの。米国はこうした問題に取り組むために主要な貿易相手国との連携を期待し、本日より模倣品・海賊版に対する共同での取り組みに着手する。」と発表している。また、ACTA は模倣品・海賊版に対する高い執行水準を維持する国々の強いリーダーシップに依るものとした上、法的枠組みの早期実現に向けこれら主要国と密接に協力していくこととし、更には、途上国を含む模倣品・海賊版対策の主要な役割を担う全ての国々の参加も促している。

USTR は、模倣品・海賊版による経済的損失、イノベーションの盗用等による被害は、米国の貿易相手国のみならず、途上国こそが、粗悪かつ危険な製品により、その経済発展が阻害され、最も大きな被害を受けていると指摘。ACTA は USTR 及び他政府機関が取り組む知的財産保護に関する幅広い貿易政策ツール (WTO、FTA、スペシャル 301 条プロセス等) やブッシュ政権の STOP! イニシアティブを補完 (complement) するものとしている。なお、ACTA に含まれる 3 つの分野として、国際協力の強化、執行プラクティスの改善、知的財産の執行に係る強力な法的枠組みの提供が挙げられている。

(了)

¹http://www.ustr.gov/Document_Library/Press_Releases/2007/October/Ambassador_Schwab_Announces_US_Will_Seek_New_Trade_Agreement_to_Fight_Fakes.html

²<http://www.meti.go.jp/press/20071023001/20071023001.html>